

ジムリ・リム時代のシャーピトウムの責務

櫻井絵美夏

1 はじめに

ムリ・リムは、ヤスマフ・アッドゥを追放し、マリ王として即位した。ジムリ・リムは約一三年間王国を統治したが、最後はバビロン王ハンムラビによつて滅ぼされた。

ジムリ・リムは、マリ王国における西セム系アムル人王朝の最後の王である。マリ王国でのアムル人の支配権は、ジムリ・リムの「父」ヤフドゥン・リム⁽¹⁾が確立したのだが、ヤフドゥン・リムの死後、マリ王国はシャムシ・アダドの王国に組み込まれた。シャムシ・アダドは、マリの王位に息子の一人ヤスマフ・アッドゥを据え、その王国はティグリス川からユーフラテス川にかけての北メソポタミアにまたがる広大なものであつた。ジムリ・リムがマリ王となつたのは、シャムシ・アダドが前一七七五年に死んだ後である。シャムシ・アダドの死後、亡命先からマリに戻つたジ

構成する主要な部族は、シムアル系部族とヤミン系部族であつたが、ジムリ・リムの出身部族であるシムアル系部族のメルフムが王国において重きをなしているのに対し、ヤミン系部族のメルフムに関する記録はよくわかつてない⁽³⁾。

今回とりあげるのは、

シャーピトウムについてである。マリ王国には、シャーピトウムやメルフムのほかにも数多くの官吏がいるが、内政や外交に大きな役割を果たしたシャーピトウムの把握は、マリ王国の行政組織をとらえるうえで、重要な意味を持つと思われる。シャーピトウムに関する体系的な研究は、リオンが行っている。リオンは二〇〇一年の論文で、上記の表中の人物を

シャーピトウムとして挙げている⁽⁴⁾。表中の見出し語の「シャーピトウム」は、リオンがシャーピトウムとして挙げた人物のうち、書簡に「シャーピトウム」という役職名が明記してあつたり、「シャーピトウム職についていた」などと書かれたりしていて、その人物がシャーピトウムであったことが確実である人物である。

たとえば、マリ地区のスム・ハドウはARM 8-84⁽⁵⁾に「シャーピトウムであるスム・ハドウ⁽⁶⁾」と記されているし、バフディ・リムもARM 27-151で「シャーピトウムであるバフディ・リム⁽⁷⁾」と明記されている。しかし、書簡に名前とともに役職名が併記してあることは稀であり、それがマリ王国の行政組織の全体像を描き出すのをより困難にしている。ただ、書簡の内容からその人物がどんな役職についていたのかわかる場合はある。その一つが、次のあげた、サガラトウム地区のシャーピトウムであるヤキム・アッドウが王ジムリ・リムに宛てた書簡である。

「話変わって、スムフ・ラビがサガラトウム地区でシャーピトウム職についていたとき、六〇イクの耕地をビート・アツカカに保有しておりました。そしてイトル・アスドウが任命されたとき、前任者によ

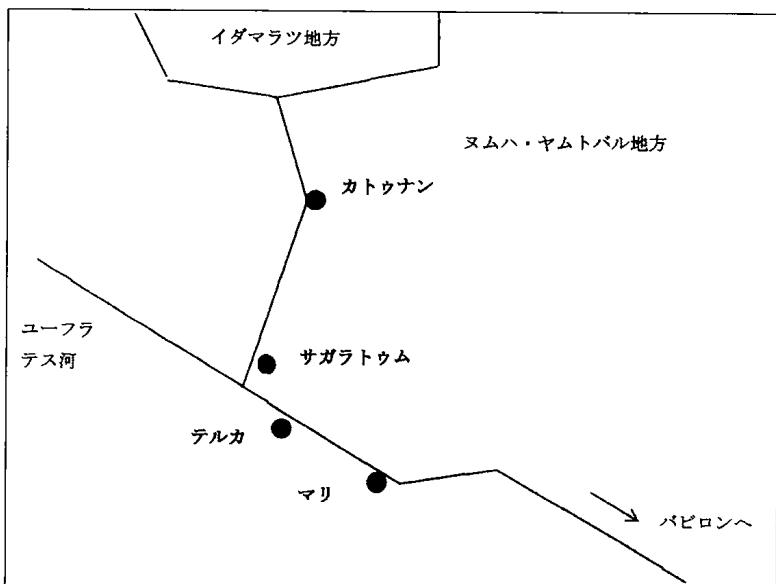
に、ジブナトウムにXイクの耕地を保有しておりました。今、私はXイクの耕地を受け取りました」⁽⁸⁾

ここから、スムフ・ラビだけでなく、イトウル・アスドウやヤキム・アツドウもサガラトウム地区のシャーピトウムであつたとわかる。

見出し語の「おそらくシャーピトウム」は、その人物がシャーピトウムであることを明記した史料はないが、書簡に記された仕事内容などからシャーピトウムであるトリオングが推測している人物である。なお、表中の人物名の横の数字は、その人物がジムリ・リム治世の何年にシャーピトウムを務めていたかを示したものであるが、リオンの推測も多くそれほどの確実性はない。

シャーピトウムが治める四つの地区は、それぞれマリ、テルカ、サガラトウム、カトウナンという四つの中核となる都市を中心とした地区であり、おおまかな位置関係は下の図のようになっている。四つの都市のうち、マリ市は王国全体の都でもあり、王が住む王宮がある。図の中の、イダマラツ地方やヌムハ・ヤムトバル地方はマリ王国には含まれない。これらの地方には多くの小国があり、マリ王国の外交上、重要な地域であった。

リオンは、ジムリ・リム治世一三年間におけるシャーピ



トウムの名を挙げたが、まだわからないことも多い。そこで今回はリオンの説を検討するために、彼らが使っている定型句に注目した。ここで定型句というのは、書簡の最初か最後の方に使われる「○○、○○は平穏です」という表現であり、すべての書簡で必ず用いられているわけではないが、シャーピトウム以外でも多くの官吏がこのような表現を使っている。例として、ジムリ・リム時代のメルフムの一人であるイバル・エルは、「家畜とシムアル系部族は平穏です」と述べる。一方にあるナフルという町に赴任していったシャクヌという官吏は、「ナフルの町は平穏です」と述べている。

このように、定型句は役職によつて使い分けられていて、シャーピトウムが使つてい

であります。ここでの定型句というのは、書簡の最初か最後の方に使われる「○○、○○は平穏です」という表現であり、すべての書簡で必ず用いられているわけではないが、シャーピトウム以外でも多くの官吏がこのような表現を使っている。例として、ジムリ・リム時代のメルフムの一人であるイバル・エルは、「家畜とシムアル系部族は平穏です」と述べる。一方あるナフルという町に赴任していったシャクヌという官吏は、「ナフルの町は平穏です」と述べている。

る定型句は「○○の町および地区（ハルツム）は平穏です」というものであり、そのことはマルツアルやシャルパンも指摘している⁽¹¹⁾。しかし、地区によつてはシャーピトウムでなくとも「○○の町およびハルツムは平穏です」という定型句を使う官吏もあり、リオンはこの定型句は役職や職能を決める手がかりにはならないとしている⁽¹²⁾。

だが、本当に定型句はシャーピトウムであるかどうかを決める手がかりにはならないのだろうか。本論文の目的は、定型句からリオンの説を検討することであるから、まずリオンが挙げたシャーピトウムが使つている定型句と、シャーピトウムとはされていないが、マリ、テルカ、サガラトウム、カトウナンというシャーピトウムの治める行政区の中核となる町の名前を含んだ定型句をまとめてみた。そして次にシャーピトウムと定型句の関係について考察していきたい。

2 シャーピトウムの定型句

マリ地区から順に、「シャーピトウム」、「おそらくシャーピトウム」「シャーピトウム以外」の使つている定型句について記した。リオンがシャーピトウムとして名前を挙げているのに表中に記載がないのは、刊行されている

		シャーピトウム	おそらくシャーピトウム	シャーピトウム以外
①	バフディ・リム Bahdi-Lim	「マリの町、王宮、および地区（ハルツム） ⁽¹³⁾ は平穏です」 ⁽¹⁴⁾		
②	イトゥル・アスドウ Itur-Asdu		「マリの町および王宮は平穏です」 ⁽¹⁵⁾ 「マリの町は平穏です」 ⁽¹⁶⁾ 「マリの町、我々の神殿、王宮および収容所は平穏です」 ⁽¹⁷⁾	
③	バンヌム Bannum			「マリの町、王宮、およびユーフラテス沿岸は平穏です」 ⁽¹⁸⁾
④	マナタン Manatan			「マリの町、王宮、神殿、収容所および私の守備隊に関しては平穏です」 ⁽¹⁹⁾ 「マリの町、収容所、王宮および神殿は平穏です」 ⁽²⁰⁾
⑤	ヤシム・スム Yasim-Sumu		「王宮および収容所は平穏です」 ⁽²¹⁾ 「マリの町、神殿、王宮および収容所は平穏です」 ⁽²²⁾	

⑥	アビメキム Abimekim		「マリの町は平穏です、王宮は平穏です、神殿および収容所は平穏です」 ⁽²³⁾	
⑦	サムメタル Sammetar		「テルカの町、ダガン神および地区は平穏です」 ⁽²⁴⁾	
⑧	キブリ・ダガン Kibri-Dagan		「ダガン神とイクルブ・エル神は平穏です。テルカの町および地区は平穏です」 ⁽²⁵⁾	
⑨	ヤキム・アッドウ Yaqqim-Addu	「地区は平穏です」 ⁽²⁶⁾ 「館は平穏です。地区、サガラトゥムの町(?)およびドゥール・ヤフドゥン・リムは平穏です」 ⁽²⁷⁾		
⑩	アキン・ウルバム Akin-Urubam/ Yakun-Urubam	「(カトゥナンの)町および地区は〔平穏です〕」 ⁽²⁸⁾		
⑪	イルシュ・ナツイル Ilušu-Naşır	「カトゥナンの町および地区は平穏です」 ⁽²⁹⁾		
⑫	ザキラ・ハンム Zakira-Hammu		「カトゥナンの町および地区は平穏です」 ⁽³⁰⁾	
⑬	ラウム La'um			「カトゥナンの町および地区は平穏です」 ⁽³¹⁾
⑭	ジムリ・アッドウ Zimri-Addu			「カトゥナンの町および地区は平穏です」 ⁽³²⁾
⑮	ハドニ・イルマ Hadni-ilum-ma			「カトゥナンの町および地区は平穏です」 ⁽³³⁾
⑯	ヤタルム Yatarum	「カトゥナンの町および地区は平穏です」 ⁽³⁴⁾		

書簡の中に定型句の使用が見つからなかつたものである。

この表をみると、マリ地区のシャー・ピトゥムは王宮に触れ、テルカ地区のシャー・ピトゥムはダガン神にも触れているというような地区ごとの特徴はあるものの、ほとんど同じような定型句を使つてることがわかる。ほとんどのシャー・ピトゥムは、自分が行政をまかされた町の名と地区に触れている。この定型句は、自らの責務を示していると考えられる。たとえば、表中③のバンヌムはヤスマフ・アッドウ時代のメルフムであったが、ジムリ・リムの即位後、メルフムとしての仕事よりも王宮での仕事を優先して行うようになつた。⁽³⁵⁾そのため、メルフムがよく使う放牧地や家畜、部族などに関する定型句ではなく、「マリの町、王宮、およびユーフラテス沿岸は平穏です」という定型句を使つてているのだと思われる。シャー・ピトゥムとは地区の長であるから、担当する町や地区に触れるのはもつともだといえる。しかしその中で、おそらくマリ地区のシャー・ピトゥムだとされるイトゥル・アスドウだけは、地区に言及していない

い（表②）。また逆にカトゥナン地区では、シャーピトウムではないとそれでいるのにシャーピトウムと全く同じ定型句を使っている官吏が三人いる（表⑬⑭⑮）。これらの問題について、どのように解釈すればよいであろうか。

3 ジムリ・リム治世前半のマリ地区の シャーピトウム

イトウル・アスドウは、リオンだけでなく他の研究者にも「マリ地区のシャーピトウム」と認識されている高官であるが、彼が使っている定型句はシャーピトウムであるバフディ・リムのもの（表①）より、むしろシャーピトウムではないマナタン（表④）、ヤシム・スム（表⑤）、アビメキム（表⑥）らのものと似ている。彼らの役職はそれぞれ異なると思われる。マナタンはジムリ・リム治世³⁷一～三年にかけての王宮の高官であり、ジーグラーは、彼は都マリの守備に責任のある人物だったのではないかと推測している。ヤシム・スムは王宮の經理担当者であると思われるシャンダバックムであり、アビメキムは正式な役職名はわからないものの、バビロン方面への使節の役目をよく務めている。³⁸ マリ地区には王宮があるから、王宮で働く高官も数多くいたはずである。

イトウル・アスドウは、ジムリ・リム治世一年第一一月にマリの王宮で王の賓客であるクルダ王シマフ・イラネを迎えていたから、³⁹ 彼がジムリ・リムの治世初期にマリ市でかなり高位の役職についていたことは確かである。しかし、地区の長であるシャーピトウムが定型句で地区のことにつれていないのは、やはり奇妙に思える。イトウル・アスドウはマナタン、ヤシム・スム、アビメキムらのように王宮で働く高官の一人であり、シャーピトウムではなかつたとは考えられないだろうか。

イトウル・アスドウがマリ地区のシャーピトウムではないとすると、その間のマリ地区のシャーピトウムは誰なのだろうか。イトウル・アスドウに代わるマリ地区のシャーピトウムとなると、今のところ候補となるのはバフディ・リムしかいない。リオンは、ジムリ・リム治世四年末までにはイトウル・アスドウがマリ地区のシャーピトウムを務めていたと考え、バフディ・リムのシャーピトウム就任時期をジムリ・リム治世五年としているが、そのように明記した史料があるわけではない。しかも、バフディ・リムが書いた書簡で、治世五年以前のものと考えられるものが二つある。一つは、ARM 26-201(=ARMT 6-45) で、バフディ・リムは「マリの町、王宮および地区は平穏です」という定型句を使っているから、このときすでにマリ地区に責任の

ある立場であった。」の書簡だけでは時期が特定できないが、バフディイ・リムの書簡に出でる「アフムがわが君宛てに送らせた書簡」とは、ARM 26-200 の「」だと思われ、「」の ARM 26-200 の内容から、」の書簡が書かれたのはジムリ・リム治世二年末だと推測されている。

ARM 26-201(=ARM 6-45, LAPO III 938)

「わが君に伝へよ。臣バフディイ・リムが申し上げる。マリの町、王宮および地区は平穏です。話変わって、サンガ（神官）であるアフムが、ムフートウム（女預言者）の髪と服のへりを私に送つてきました。そして、アフムがわが君宛てに送らせた書簡に、詳細は記されていきます。今、アフムの書簡、ムフートウムの髪と服のへりを、わが君のもとへ送らせました」⁽⁴²⁾

ARM 26-200

「わが君に伝へよ。臣であるアンヌニートウムのサンガ、アフムが申し上げる。ムフートウムのフバトウムが次のように神託を下しました。「」の国に対する風が吹きあがるだろう。そして私は、その翼と二つの首に求めるだろう。ジムリ・リムとシムアル族が彼らの収穫を行えるようじと。ジムリ・リムよ、国土すべて

デュランは、「」とはマリ王国の「」の敵、ヤミン系部族とエシユヌンナの「」ではないかと推測している。⁽⁴⁵⁾「」の二つの勢力は、ジムリ・リム治世四年に手を組み、マリに敵対した。マリでの収穫は年のはじめに行われるから、この書簡が書かれたのはジムリ・リム治世二年末だと考えられる。⁽⁴⁶⁾

また、ヤミン系部族は、ジムリ・リム治世二年にジムリ・リムに対する最初の反乱を起こしている（ジムリ・リム治世三年の年名が「ジムリ・リムがヤミン部族の長を殺した年」⁽⁴⁷⁾）。そのため、「」の書簡はジムリ・リム治世二年⁽⁴⁸⁾の反乱前に書かれたと考える」ともできるかもしないが、バフディイ・リムが書いたもう一つの書簡 ARM 26-177 から、ヤミン系部族の最初の反乱のとき、バフディイ・リムはまだマリ地区にいなかつたのではないかと思われる。ゆえにこの書簡の時期は、やはりジムリ・リム治世二年末であろう。

リオンはこの問題について、ARM 26-201 が書かれた時期は、イトウル・アスドゥがマリ地区のシャーピトウムを務めていたから、バフディ・リムはマリで何らかの役職にはついていたけれども、それはシャーピトウムではなかつたとしている。⁽⁴⁹⁾しかし、逆に「マリの町、王宮および地区は平穏です」という定型句を使つてゐるバフディ・リムこそが、ヤミン系部族との抗争のときに、マリ地区のシャーピトウムを務めていて、イトウル・アスドゥはマリ王宮で何らかの役職についていたとは考えられないだらうか。

シャーピトウムと王宮の高官の権限の違いについて、まだはつきりしたことは言えないが、必ずしもシャーピトウムの方が権限が上だとは言えないようである。というのもシャンダバツクムであるヤシム・スムはカトウナン地区まで赴いて、刈り入れ時の人員配置の指示を出したり、カトウナン地区のル・デイリツガへの麦の割り当て量を減らしたりしているのだが⁽⁵⁰⁾、カトウナン地区のシャーピトウムであつたザキラ・ハンムは、ヤシム・スムのやり方に困惑し、彼を何とかしてくれと王に懇願してゐる。ゆえに、シャーピトウムにも王宮から來た高官に指図する権限はなかつたのだといえる。

イトウル・アスドゥは、ジムリ・リム治世四年末のものである M.11200⁽⁵¹⁾で、サガラトウム地区の者として名を挙

げられており、先に提示した ARMT 14-81 のヤキム・アツドゥの書簡からイトウル・アスドゥがサガラトウム地区のシャーピトウムであつたことは確かであるから、彼はジムリ・リム治世四年末にはサガラトウム地区のシャーピトウムに就任してゐた。

4 カトウナン地区の特殊性

カトウナン地区でシャーピトウムであつたことが確実なのは、アキン・ウルバム（表⑩）、イッディイン・アンヌ、イルシュ・ナツイル（表⑪）、ヤタルム（表⑯）の四人だが、カトウナン地区にはシャーピトウムと全く同じ定型句を使う官吏が少なくとも四人いる（ザキラ・ハンム、ラウム、ジムリ・アツドゥ、ハドニ・イルマ）。そのうち、ザキラ・ハンム、ラウム、ジムリ・アツドゥは同じ時期に現れており、三人ともがシャーピトウムというのはありえない。

この三人の中で、リオンはザキラ・ハンム（表⑫）をカトウナン地区的シャーピトウムとしている。確かに、ザキラ・ハンムは穀物の刈り入れ、灌漑用の運河の浚渫、神殿や城塞の壁の修復、イダマラツ地方やヌムハ・ヤムトバル地方の情勢把握、カトウナン地区の長老（*sugi*）との協議

など多岐にわたる仕事をこなしており、シャーピトウム職にふさわしいと思われる。ジムリ・アツドウ（表⑯）は、カトゥナン地区の徵税に携わつたりしてシャーピトウムと考へられないこともないが、ARM 27-100 で、「シャーピトウムとアブ・ビーティムに宛てて書簡を出した」と述べているから、ジムリ・アツドウ自身はシャーピトウムでもアブ・ビーティムでもない。ジムリ・アツドウはカトゥナン地区のシャーピトウムが王宮に行つたり、近隣の王国に赴いたりして地区を不在にした際の代理人とも考へられるが、まだ確かなことは言えない。リオンは、ジムリ・アツドウの職務は部分的にシャーピトウムであるザキラ・ハンムとかぶるが、やはりシャーピトウムと比較すると特化されていたり、限定的だつたりすると述べている。ラウム（表⑯）に関しては刊行されている書簡の数が少なくよくわからぬ点が多い。ARM 27-60 でザキラ・ハンムがラウムに言及しているから、このラウムがカトゥナン地区のラウムと同一人物だとすれば、ラウムはザキラ・ハンムと同時期にカトゥナン地区にいたことになる。

ハドニ・イルマ（表⑯）は、A.571⁽⁵⁶⁾でジムリ・リム治世一年末にイダマラツ地方にある小国、アシュナックムの王となつたシャドウム・ラブアについて触れており、もしハドニ・イルマがカトゥナン地区のシャーピトウムであつ

たなら、その任官時期はザキラ・ハンムの後、ヤタルムの前となるが、あまりに在任期間が短くなるため、リオンはシャーピトウムではなく、ほかの役職についていたのではないか推測している。⁽⁵⁷⁾一方デュランは、ハドニ・イルマはヤタルムの前か後にシャーピトウムであつたのではないかと考え、ギロはヤタルムの前のシャーピトウムではないかとしている。⁽⁵⁸⁾

カトゥナン地区には、なぜこのように地区全体に責任を負う官吏が多くいるのか。まだ確かなことはいえないが、カトゥナン地区がイダマラツ地方やヌムハ・ヤムトバル地方の近くにあるということは、理由の一つとして考えられるのではないかと思う。イダマラツ地方には、数多くの小国があり、ジムリ・リムは即位して以来、娘を嫁がせたり、自ら遠征したりして、この地をマリ王国の支配下に置こうとしてきた。マリ王国に服属している国が多いとはいえ、常にマリ王国に忠実であるとは限らず、その動向は常に監視しておく必要があった。ヌムハ・ヤムトバル地方にもいくつかの王国があり、マリ王国と同盟を結ぶこともあれば、マリ王国の敵であるエシュヌンナ王国やエカラトウム王国などと同盟することもあり、情勢が安定しない。カトゥナン地区では、その動向を見極めるためか、シャーピトウム自らがヤムトバル地方の中心的な王国であるアンダ

リクへ赴き、マリ王国へ来るようアンダリク王を促したりもしている⁽⁶¹⁾。このような不安定な地域を北にも東にも抱えていたために、有事の際、柔軟に対応できるよう、多くの官吏が配置されていたのかもしれない。

5 おわりに

これまで見てきたように、リオンがシャーピトウムとして挙げた人物のうち、イトウル・アスドウだけは、マリ地区のシャーピトウムではなかつたのではないだろうか。定型句はそれを使っている人物の役職上の責務を端的に表したものだと考えられるため、地区の行政をあずかるシャーピトウムが定型句で「地区」に言及していないのは不自然である。そして逆にジムリ・リム治世三年の書簡で、定型句に「地区」という言葉を入れているバフディ・リムは、これまで考へられていていた時期よりも早くマリ地区のシャーピトウムに就任したと考へることができる。

しかし、定型句の基準からするとシャーピトウムと考へられるにもかかわらず、シャーピトウムではない人物が、カトゥナン地区には数名いる。本論文で「地区」と訳した「ハルツム」という言葉を、定型句で使用している官吏はシャーピトウムだけではないから、「ハルツム」に言及し

ていても、その人物が必ずシャーピトウムであるとは限らない。だが、今回名前を挙げたカトゥナン地区の官吏たちは、シャーピトウムと全く同じ定型句を使用しているのである。この問題については、まだ明確な答えは出ておらず、今後の課題としたい。

カトゥナン以外の地区についても、やはり地区ごとに考へるべき問題がある。マリ地区には、シャーピトウムのほかにスツカルという役職があつた。⁽⁶²⁾ ヤスマフ・アツドウ時代のスツカルであると考えられているタリム・シャキムやラウム⁽⁶³⁾は、「すべては平穏です」⁽⁶⁴⁾とか「マリは平穏です、マリトウム（国土）は平穏です」⁽⁶⁵⁾とか「マリは平穏です、マリトウム（国土）は平穏です」⁽⁶⁶⁾という定型句を使つており、ここから考へると、シャーピトウムはマリ地区に、スツカルはマリ王国全体に責任をもつていたと言える。しかし、ジムリ・リムが遠征に出ているとき、シャーピトウムであるバフディ・リムがバビロン王ハンムラビの書簡を受け取つたりしている。他国の王とやり取りをしているシャーピトウムはバフディ・リムだけではないが、このような外交に関する職分はどのように分けられていたのだろうか。テルカ地区のシャーピトウムであるサムメタルやキブリ・ダガンは、定型句でダガン神に触れている。またキブリ・ダガンはサムメタルの息子だと考へられており、それが正

しかねば、テルカ地図は回 1 の様子によるものと想ふが、それで
だにいなぬ。ナガトウカム地区のハヤーヌトカムである
ヤキム・トシムカサ、捷型印を使ひてこる簡が少な
が、その中でミカール・ヤハムカハ・コムに觸れてこぬる
のがあつた。ミカール・ヤハムカハ・コムは軍団の集結な
どに使われてこぬことがあり、ハヤーヌトカム軍隊の関
係性についての後、研究を進めた。

参考書

- ARM Archives royales de Mari, Paris
- CAD The Assyrian Dictionary of the Oriental Institute of the University of Chicago, Chicago
- LAPO Littératures anciennes du Proche-Orient, Paris
- M.A.R.I. MARI annals recherches interdisciplinaires, Paris
- OBTR Dalley, S. et al., *The Old Babylonian Tablets from Tell al Rimah*, London, 1976
- R.I.M.E, 4 Frayne, D.R., Old Babylonian Period(2003-1595 BC), *The Royal Inscriptions of Mesopotamia. Early Periods*, Volume 4, Toronto, 1990
- Briot, M., 1993, *Correspondance des gouverneurs de Qatunnān*, Paris: Editions Recherche sur les Civilisations (ARM 27)
- Cazelles, H., Briand, J., Tassin, C., 2008, *Supplement au Dictionnaire de la Bible, Fascicule 77-78*.
- Charpin, D. et al., 1988, *Archives épistolaires de Mari I/2*, Paris: Editions Recherche sur les Civilisations (ARM 26/2)
- Charpin, D., 1990, "Les Mots du Pouvoir dans les Archives Royales de Mari (XVIII^e siècle av.J.-C.)", *Cahiers de Centre G. Glotz II*, pp. 3-17.
- Charpin, D., 1993, "Un Souverain Ephémère en Ida-maraš: Išme-Addu d'Ašnakkum," *MARI 7*, pp. 165-191.
- Charpin, D. et Ziegler, N., 2003, *Mari et le Proche-Orient à L'époque amorrite*, Paris
- Dossin, G., 1972, "Adaššum et Kirhum dans des Textes de Mari," *RA* 66, pp. 111-129.
- Durand, J.-M., 1988, *Archives épistolaires de Mari I/1*, Paris: Editions Recherche sur les Civilisations (ARM 26/1)
- Durand, J.-M., 1990, "ARM III, ARM VI, ARMT XIII, ARMT XXII," *De la Babylone à la Syrie, en passnat par Mari*, pp. 149-177.
- Durand, J.-M., 1994, "Administrateurs de Qatunnān," *FM II*, pp. 83-114.
- Durand, J.-M., 1997, *Les Documents Épistolaires de Mari I (=LAPO I)*
- Durand, J.-M., 1998, *Les Documents Épistolaires de Mari II (=LAPO II)*

- Durand, J.-M., 2000, *Les Documents Épistolaires de Mari III (=LAPO III)*

Durand, J.-M., 2004, "Peuplement et Sociétés à L'époque Amorrite," *Amurru* 3, pp. 111-197.

Guillot, I., 1997, "Les Gouverneurs de Qattunān : Nouveaux Textes," *FM* II, pp. 271-290.

Jean, C.-F., 1948, "Lettres de Mari IV," *R4* 42, pp. 53-78.

Lion, B., 2001, "Les Gouverneurs Provinciaux du Royaume de Mari à L'époque de Zimrî-Lîm," *Amurru* 2, pp. 141-209.

Marzal, A., 1971, "The Provincial Governor at Mari: His Title and Appointment," *JNES* 30, pp. 186-217.

Ozan, G., 1997, "Les Lettres de Manatan," *FM* III, pp. 291-305.

Villard, P., 1994, "Nomination D'un Scheich," *FM* II, pp. 291-297.

Villard, P., 2001, "Les Administrateurs de L'époque de Yasmah-Addu," *Amurru* 2, pp. 9-140.

Ziegler, N., 1994, "Deux esclaves en fuite à Mari," *FM* II, pp. 11-21.

ヰ田一益' 11010' 「ハマニ・リムサの役職の圖の遊牧民
支配一放牧地の職務ハ役人の役職をヰタニ——」『ヰ央大
学人文研究叢書』 68' 111八七—四 111°

註

(一) ヤフムカハ・リムサ・ハマニ・リムの実父也せなべ、祖
父ムレハは叔父だが、ハマリ・リムサ王即の多くで「ヤフ
ムカハ・リムの子」と称してゐた。由來がヤフムカハ・ニ
ムの王朝の正統な後継者であることを強調するだぬだん都
べらねて二ノ（ヰ田）11010' 111丸〇一111丸11' Charpin et

Ziegler, 2003, 175)°

(2) Charpin et Ziegler, 2003, 180.

(3) Cazelles, Briand, Tassin, 2008, 307

(4) Lion, 2001.

(5) MARI, 102-103

(6) *I-su-mu-ha-du-ú ša-pi-tum.*

(7) *ba-ah-[di]-li-im ša-pí-tim-*

(8) ARMT 14-81, 1.17-22: *ša-ni-tam su-um-hu-ra-pi ša-p[i-]tú-ta*

m̥i-na ka-lə-ŋs s[ə]-ga-ra-t[im̥^{ki}] i-pé-e] ſ̥i-s-ma l̥ ſ̥u-ſ̥i gán eglam

[i-n]a Bít-ók-k[ə-ka^k]! sa-bi-it ù i-tür-áss-du iš-šá-ki-in-m[a] i[n]a

*zi-i[**b**-**n**]a-[*tim^{ki}* *ki-ma*] a-[*lik pa-ni*]-[*šú* X *gán a-šà* *is-ba-at*] i-[*n*]*

g-an-ni-ni[g] X gān a-šā ḡ-ba-at (L.20-22 の復唱は、LAPO II, p.

538 12 による)。ビート・アツカカ、ジブナトウムはとも

ニサガラトウム地[シ]ある土地 (cf ARM 16/1, 8, 41)。

(ຄົ) ABMT 2-37 (ທີ່ Charnin 1993 185 ນອ 8) *na-wu-un* ù dumw si-

im-¹ α -al $\ddot{\alpha}$ -lim $\ddot{\alpha}$ 184 $\in \mathbb{A} 2226(n)$ $\ddot{\alpha}$ $\ddot{\alpha}$

て復元できうる。シャルパンは次のように復元してい

○ *[ma-wi-tim]* 「ù dumu-meš̥」 si-im- 'y-aq̥' [it-d] u=k̥a' [sa-lim]

(○) $\Lambda B M 3 \bar{A} K \sigma_{-lim} na - h n - ir^{ki} \check{\sigma}_{-lim}$

(1) Menzel 1871 300 Chamin 1890 13

(2) Jan 2001 153

(3) (11) Lion, 2001, 153.
「…う言葉は、誰が使うかによって意味が

(1) 「ハルジム」といふ言葉は語が便なからて意味が異なる。たとえば、マリ庄ジムリ・リムも「私のハレツ

異なるたど光は、マニラのマニラモードのハリシマニラの表現を使之して、「アーリー・アーリー」である(ABTB 3)。その

「」という表現を使つてゐる」とかあります（OBIN 2）やG
易经の「——」は「地」——は「人」——つまり王國全體を

場合の「ノルツム」は「地図」ではなく、「三国志」を

ジムリ・リム時代のシャー・ピトウムの責務

指すと思われる。しかし、シャーピトウムが「ハルツム」に言及しているときは、自分が担当している地区のことを指していると思われる所以、ここでは「ハルツム」を「地区」と訳した。

(Ziegler, 1994, 17, no.2(=ARM 13-26))。
の町、神殿、王宮など取密所は平穏です」述べている
ul-mu-um'. また、ヤシム・スムと連名の書簡でも「マリ

区」と訳した。

(14) ARMT 6 14-15, 18, 20, 22-23, 31, 37, 39, 45-46, 65. *a-lum*

ma-ri^{ki} é-kál-lum ù ha-al-ṣum ša-lim. ARMT 6 19, 26-27, 47, 59,
61-62, 土 1 篇復元。

(23) ARMT 13-26, *a-lum ma-ri^{ki} bītā^{ha} ilāni^{mes} é-kál-lum ù ne-pa-ratūm ša-al-ma.*

(¹²) B.58(=A.2800) (=Jean, 1948, 67-69, LAPO I, 377, ARM 26/1, p.145 𣴚 | 𩫔 𩫔 𩫔), A.826(=Dossin, 1972, 116-118, LAPO I,

267), A.2801(=Dossin, 1972, 118-120, LAPO I, 268), ARMT 2-128(=LAPO I 378). *a-hum ma-ri^{ki} ē-kāl-hum ù ša-lim*

(16) A.82(=ARM 26/1, p.185), *a-lum ma-ri^{ki} ša lim.*

(17) A.512(未刊行。ARM 26/2, p.372, 注 4), alum *mari^{ki}* bit
ilāni^{mēs} ekallum u neparātum šalim.

(∞) ARM 26-6. [a]-lum ma-ri^{ki} é-kál-lum ù a-ah pu-ra-tim [lu-ú]
ša-al-mu.

(19) A.1959(=Ozan, 1997, 300, n.148), A.118(=n.151), *a-lum^{ki} ma-*

ri^{ki} é-kál-lum é-[h]á dingir-meš ne-pa-ra-tum ù a-na ma-ṣa-ra-ti-

ia šu-ul-mu-un. A.2223(=n.141), M.5117(=n.143) 𠀤一部復元。

153), *a-na a-lum^{ki}* *ma-ri^{ki}* é-*kál-lum* é-[h]á dingir-meš *ne-pa-ra-tum* ù *ma-ṣa-ra-ti-ia* *šú-ul-mu-um*. A.4521(=n.144) ± | 詔復元。

A.354(=Ozan, 1997, 300, n.145), *a-lum^{ki} ma-ri^{ki} ne-pa-ra-tum*
é-kál-lum é-há dingir-meš *šu-ul-mu-um*. M.5364(=n.150) ± *a-*
lum^{ki} [ma-ri^{ki} é]- *kál-lum* é-há dingir-meš ù *ne-pa-ra-tum* *šu-*

(25) *d^a-da-gan* ù *i^k-ik-lu-ub-él ša-lim a-lum ter-q^a_{ki}* ù *ha-al-ṣum ša-al-*
mu. ARMT 2 87, 90, ARMT 13 121, 130, 132, ARM 26 220, 221
bis(= 3-78). ARMT 2 84, 88, 89, ARMT 13, 108, 109, 115, 117,
118, 125, 131, 135, ARM 26 178, 221(=3-40), 234(=13-112),
235(=13-113) ± | 褚櫻|H°.

(26) ARMT 14-89, *[a-a]-šá-um ša-lim.*

(27) A.319(=ARM 14-104)+A.472 (=Charpin, 1993, 199-200).
é-gal ša-lim ha-al-sú-um [a-lum' sa-ga-ra-tu]*m³ki* ù bád ^{ki} -ia-ah-
du-li-im ša-al-m[a].

(25) *d̥da-gan* *ù ik-lu-ub-él ša-lim a-lum ter-qɑ^{ki}* *ù ka-ad-ɻum ša-al-mu.* ARMT 2 87, 90, ARMT 13 121, 130, 132, ARM 26 220, 221
 bis(= 3-78). ARMT 2 84, 88, 89, ARMT 13, 108, 109, 115, 117,
 118, 125, 131, 135, ARM 26 178, 221(=3-40), 234(=13-112),
 235(=13-113) 𠁧 | 𩶔復|𠂊。

(26) ARMT 14-89, *[h[a-a]l-ʂí-um ša-lim.*

(27) $\Lambda 3.10(-\Lambda PM 14.10A)+\Lambda 472 (-Chomir - 1003 100 200)$

(22) R.J.(-AKM 14-104)+A.4/2 (-Chapin, 1993, 199-200).
é-gal ša-lim ha-al-ṣú-um [a-lum? sa-ga-ra-tu]m^{ki} ù bád^{ki} -ia-ah-
du-li-im ša-al-m[a].

(28) M.7181(=Durand, 1994, 94, n.54), [ur]u ù ha-al-ṣú-um [šá-

(23) ARM 27 2-3, 7, 12, 16, 18, 20. *a-lum qa-at-tu-na-an^{ki} ù ha-al-*
[im].

šu-um ša-lim. ARM 27 19, 23 は「船復^ル」。ARM 25-5 は「虹」。

aṭ-ṭu-na-aṭ-an^{ki} [ša-lim].) ～ル^{タク}ノ ル^{タク}ノ

(33) *a-lum qa-aṭ-tu-na-an^{ki} ù ha-al-ṣu-um ša-lim.* ARM 27 25-26,

29, 32-35, 37-38, 43, 45, 48, 50-51, 55, 58, 61, 65-71, 73, 75-80,

83, 85, 87, 89, 93-96. ARMT 2 79, 80, 82

(34) *a-lum qa-aṭ-ṭu-na-an^{ki} ù ha-al-ṣu-um ša-lim.* A.682(=Durand, 1994, 96, no.55), A.3699(=no.58), M.7673(=no.59). A.2348 (=no.57), M.9619(=no.60) ± | 詞根|ル°

(35) *a-lum qa-aṭ-ṭu-na-an^{ki} ù ha-al-ṣu-um ša-lim.* ARM 27 101, 113, 116-117, 123, 131-132. ARM 27 118-119, 126, 133 ± | 詞根|ル°

(33) A.1937, A.571, A.3809(=Durand, 1994, 104-105, no.62-64.) *a-lum qa-aṭ-ṭu-na-an^{ki} ù ha-al-ṣu-um ša-lim.* M.9367(=Durand, 1994, 106, no.65) ± | 詞根|ル°

(34) ARM 27-173. *a-lum qa-aṭ-ṭu-na-an^{ki} ù ha-al-ṣu-um ša-lim.* ARM 27 174-176 ±' | 詞根|ル°

(35) Villard, 1994, 丑田 110 10, 398-399.

(36) ヘダニ・ヒル (ヘダニ・ニマササギのアーティスト) : 「放牧族は半禪^{トトロ}」 (ARMT 2-37(=Charpin, 1993, 185, no.8))「放牧地のヘダニ・ニマササギの放牧族は半禪^{トトロ}」 (ARMT 2-33, *na-wu-um* ù *Bin-Si-im-a-al* [ʃ]a-a-lim. ARMT 2-37, *na-wu-um* ù *Bin-Si-im-ha-al* ša-[ʃ]im.)' × ヒダニ・ニマササギ (ヘダニ・ニマササギの放牧地 (navum) も半禪^{トトロ}) : 「おがねの放牧地 (navum) も半禪^{トトロ}」 (A.763. 未刊) Charpin et Ziegler, 2003, 144, 図 560)°

(35) Ozan, 1997, 291.

(38) Ziegler, 1994, 19.

(39) ARM 16/1, 230. *śandabakkum* (ŚA₂₀-DUB-BA).

(40) ARM 26/2, p.371.

(41) Dossin, 1972.

(42) [a]-na *be-li-ia qí-bí-ma um-ma ba-ah-di-li-im* ।r-ka-a-ma *a-lum ma-ri^{ki} é-kál-lu[m]* ù *ha-al-ṣum ša-lim ša-ni-tam a-hu-um sangā ša-ar-tam* ù *sí-sí-ik-tam* {TA-AM} [ʃ]a ^{mūnus} *mu-uh-hu-tim u[b]-la[m]* ù *i-na tup-pí-i[m]* ša *a-hu-um a-na se-er be-[li-ia] ú-ṣa-bi-la[m]* *te₄-em-ṣa ga-am-rum-um ša-te₄-er* [a]-nu-um-ma *tup-pí a-hi-im* [ʃ]-ar-tam ù *sí-sí-ik-tam* ša *mu-hu-tim* [a-na s]e-er *be-li-ia* [uš-ta-be]-lam.

(43) *am-mi-nim tu-pa-al-la-a[s]* cf. CAD (P), p.53b, *pullusu*: to cause concern, trouble, preoccupation.

(44) [a-na] *be-li-i[a]* [qi]-bi-ma [um]-ma *a-hu-um* lú-sanga ša [an-nu-ni-tim] [ir]-ka-a-ma ^r hu-ba-tum mu-uh-hu-tum [t]e-er-tam ki-a-am id-di-in um-ma-a-mi {2}' ša-ru-a-na ma-t[im] i-te-eb-be-

em ù *ka-a[p]-pi-ṣ[u]* ù 2 *ta-ak-ka-[ti-ṣu]* a-ṣa-al-ṣu-nu-t[i] ¹zi-im-ri-li-i[m] ù dumu *si-im-a[a]* e-bu-ra-[am li-pu-ṣu] [i]š-tu qa-[ti-ka]¹zi-im-r[i-li-im] *ma-a-tam* [k]a-la-ṣa[la-tu-še-ṣi] ù *i-tu-ur-ma ki-a-a[m iq-bi]* *um-ma-a-mi* dumu-meš *ia-mi-[na]* *am-mi-nim* *tu-pa-al-a[s]* *a-ṣa-al-ka an-ni-tam* *mu-uh-hu-tum* *ši-i[q-bi]* ^ru' *a-nu-um-ma* *ša-ar-tam* ù *sí-sí-ik-tam* ša *mumus* *ša-a-t[i]* [a-na s]e-er *be-li-ia* *uš-ta-bi-/lam*.

(45) ARM 26/1, p.430, c.

(46) Cazelles, Briand, Tassin, 2008, 410.

- (47) ニホヘムの書簡の時期は、ハムラ・リム治世[1]年末と推測される（Lion, 2001, 198）。
- (48) Charpin et Ziegler, 2003, 247, 258.
- (49) Lion, 2001, 186.
- (50) ARM 27.38, 39, 44.
- (51) Durand, 1990, 152-153.
- (52) ARM 27.25-28.
- (53) *a-na lu ša-pi-i-im u lu a-bu é-tim aš-pu-ra-am.* 聖職者シナガルが
たア・ヌーク・マサ・ハヤーピームの補佐役シナガル
れてる（Lion, 2001, 147）。
- (54) Lion, 2001, 170.
- (55) ハムラ・ニム時代初期にヘルカのハヤーピームであり
たサムタルの父親で、ヤスマフ・アッムウ時代の高官で
あつた人物もハヤーピームである。ヤスマフ・アッ
ムウ時代のハヤーピームはサムタル別
人である（Durand, 1994, 96）。
- (56) Durand, 1994, no.63.
- (57) Charpin, 1993.
- (58) Lion, 2001, 173.
- (59) Durand, 1994, 103.
- (60) Guillot, 1997, 286.
- (61) ARM 27.72.
- (62) ハムラ・ニム治世もサ・ハム・マリクが王室を務めた
職員シナガル（ARMT 3-37）。
- (63) ハムラ・ニム時代の初期にサガラトウム地区のシャーピ
ムを務めたサムタルの父親で（RIME 4, no.2002）
カムナン地区の聖職者シナガルとは別人だと思われる
（Villard, 2001, 23-24）。
- (64) ハムラ・リム時代の初期にサガラトウム地区のシャーピ
ムを務めたサムタルの父親で（RIME 4, no.2002）
カムナン地区の聖職者シナガルとは別人だと思われる
（Villard, 2001, 23-24）。
- (65) ARMT 5-26, ša-[i*-i]m* ša-lim ma-ri^{ki} ša-lim ma-a-tum [š]
a-al-ma-at. ša-[i*-i]m* 𠁷 𠁷 𠁷 𠁷 𠁷 復元 (LAPO I, p.
405, 32.)。
- (66) ARMT 5-81, A.2342 (=ARM 26/1, p.42), ma-ri^{ki} ša-lim ma-a-
tum ša-al-ma-at. ARMT 5-84 𠁷 𠁷 復元。
- (67) サマフ・ダガハゼ ARMT 3.67, 82 やサムタルに対し
「あなたの息子」 DUMU-ka-a-ma や名乗つておつゝ、これは
田主の者に対する「畠主」の呼称でもあるのではなく、本当に
親子関係なのではないかと思われる。